

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

住友の事業は、今から約400年前に住友家初代住友政友が遺した商いの心得「文殊院旨意書(もんじゅいんしいがき)」を礎とし住友の先人により何代にもわたって深化・発展させてきた「住友事業精神」を精神的基盤として営まれてきました。住友事業精神の要諦は、明治期に「営業の要旨」に以下の2か条として端的に示されています。

第一条 我が住友の営業は、信用を重んじ確実を旨とし、以てその鞏固隆盛を期すべし(信用確実)

第二条 我が住友の営業は、時勢の変遷、理財の得失を計り、弛張興廃することあるべしと雖も、苟も浮利に趨り、軽進すべからず(不趨浮利)

当社は、自動車用品分野では海外企業の買収などにより新たな地域と顧客への事業展開を進め、産業用品分野では新領域の事業への進出を積極化させています。この第三の創業ともいべき事業の変革期における健全なリスクテイクを支えるために、取締役会機能の充実を中心としたガバナンス機能の強化を図っていきます。

また、当社と成長の機会とリスクを共有する株主やその他のステークホルダーに対し財務情報や経営戦略・経営課題など非財務情報の適時適切な開示を行い、また経営陣幹部が株主との建設的な対話を行うための体制を整えていきます。

当社は、住友電気工業株式会社を親会社としています。事業上の意思決定は親会社から独立して行っていますが、多数の海外拠点や多様な技術・顧客基盤を持つ親会社を有することで、当社の海外事業や新事業展開において支援を受けることができます。当社のガバナンスにおいては、株主共同の利益に配慮し親会社との健全な関係を維持していきます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 原則1-4 いわゆる政策保有株式

当社は、政策保有目的で上場株式を保有する場合は、保有の目的が当社の中長期的な企業価値向上の観点から合理性があり、かつその株式数、リターン及び当該株式発行会社との関係が、当該保有目的に照らして妥当なものであることを要するものとしています。

政策保有株式を取得又は処分する場合は、一定規模以上のものについて常務執行役員以上で構成される経営会議又は取締役会に付議又は報告するものとしています。その場合においては、保有のねらい・合理性について具体的な説明を行います。

保有中の政策保有株式については、保有目的に鑑み、定期的にリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しの検証を行い、その結果を取締役に報告するものとしています。

保有中の政策保有株式に対する議決権行使は、その保有目的の達成に資するかという観点により判断します。

#### 原則1-7 関連当事者間の取引

支配株主である住友電気工業株式会社との取引は、その状況を定期的に取締役会に報告しており、取引の規模及び性質により取締役会の承認を要するものとしています。

取締役と会社との取引については会社法及び取締役会規程に基づく取締役会の承認を要するものとしています。

社内における決裁手続では、取引案件の相手方の関連当事者への該当性について確認を行い、これに該当するときはすべて法務部門の審査と法務部長の承認を要するものとし、取引の規模及び性質により取締役会の承認を要するものとしています。

取締役会で審議を行う場合は、事前に法務部及び社外取締役によりアームズレングスルールの視点による検討を行い、その結果を取締役に報告するものとしています。

#### 原則3-1 情報開示の充実

##### 1. 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社の経営理念及び経営戦略は当社ウェブサイトに掲載した「統合報告書」(<http://www.sumitomoriko.co.jp/ir/download4.html>)に記載しております。

また、当社は2016年度より、2020年度までの中期経営ビジョン「2020年 住友理工グループVision(2020V)」を策定し、当社ウェブサイト(<http://http://www.sumitomoriko.co.jp/companyinformation/vision.html>)に掲載しております。

##### 2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

##### 3. 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役の報酬については、中長期的な会社業績や潜在リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資する観点で制度を定めています。業務執行取締役については、功労の評価による月次報酬と、当期の会社及び本人の業績の評価に基づく役員賞与とを組み合わせ、中長期的な成長への貢献を促す仕組みとしています。社外取締役については、本人の経験等を勘案した月次報酬を支給し、役員賞与は支給していません。

取締役の報酬の決定手続きについては、その客観性を高めるため、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、取締役会の諮問により株主総会に議案として上程する取締役の月次報酬の限度額及び賞与の総額並びに株主総会からの授権により決定する各取締役の月次報酬及び賞与の額を答申し、取締役会はこれを尊重するものとしています。

指名・報酬諮問委員会は、当社が取締役会決議に基づき設置している任意機関で、代表取締役1名と社外取締役2名で構成され、取締役会の諮問により、取締役の報酬及び賞与に関する事項並びに株主総会に提出する取締役及び監査役の選任及び解任に関する議案の内容等について審議・答申するものとしています。

#### 4. 取締役・監査役の選任に関する方針と手続き

業務を執行する取締役に、当社の経営・事業に精通し、当社経営陣として株主の皆様の期待に応じて職務を遂行できる方を選任するものとしています。

社外取締役及び監査役には、弁護士、公認会計士、経営者経験者、学識経験者など、高度な知識と豊富な経験を有し、また中期的経営課題(グローバル化、新事業展開)における知見のある方を選任するものとしています。

また、当社は、いわゆる上場子会社でもあることから、社外役員には独立性の高い方を複数選任するものとしています。

さらに、女性役員の登用を進めるため、女性の基幹職及び総合職の社員を積極的に採用し、また社内託児所や育児休業制度など男女ともに産・育児と当社でのキャリア形成の両立を可能とする環境整備を行っております。これらの施策は、社長が委員長を務めるCSR委員会を構成する委員会の1つであるダイバーシティ委員会が主導しています。

取締役・監査役の選任手続きについては、その客観性を高めるため、前項に記載した取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、取締役会の諮問により株主総会に議案として上程する取締役・監査役の選任及び解任に関する事項について答申し、取締役会はこれを尊重するものとしています。

#### 5. 取締役・監査役の選任にあたっての個々の説明

個々の役員の選任にあたっての説明については、当社のウェブサイト(<http://www.sumitomoriko.co.jp/ir/download5.html>)に掲載した定時株主総会招集ご通知の参考書類に記載しております。

##### 補充原則4-1-1 取締役会から、業務執行を担当する役員に対する判断・決定の委任範囲

当社の重要な業務執行については、会社法及び取締役会規程で定める基準に基づき取締役会の承認を要するものとしています。

取締役会付議の基準となる業務執行における重要性の判断は、経営戦略や財務、関連取引への影響及び利益相反の状況などのリスクを総合的に考慮して行います。また、取締役会への付議基準に満たない規模の業務執行についても、一定の基準により取締役会への報告を要するものとしており、取締役会の判断で決議事項に変更することができます。

##### 原則4-8 独立社外取締役の有効な活用

当社は、複数の社外取締役が協議することによって、経営に対するより積極的かつ実効的な提言を得られるものと考えています。そこで、事業環境を踏まえ、それぞれ企業法務とグローバル事業経営の分野で豊富な経験と高い見識を有する2名の社外取締役を選任しております。

##### 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役の独立性について金融商品取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、企業経営や法務・会計等の専門領域における豊富な経験や知識と高い見識を有することにより、当社の経緯課題に対し積極的かつ建設的な提言・提案を期待できることを要件としています。

##### 補充原則4-11-1 取締役会の体制についての考え方

取締役会の構成は、当社の事業分野、事業環境や規模を前提として、適切な経営の監視監督機能を果たすることができるかという視点で決定するものとしています。

専門性の観点からは、現在、当社は既存事業のグローバル展開と新事業展開を積極的に進めており、これに対応して財務規模も拡大し、また潜在的な法務リスクも増加していることから、グローバル経営、新規事業、財務、会計及び法務分野における高度な知識や豊富な経験を有する人材を選任しています。

独立性の観点からは、独立役員要件を満たし、かつ高い専門性と見識を有する社外取締役及び社外監査役をそれぞれ複数選任しています。多様性の観点からは、現時点で外国人及び女性の取締役及び監査役は選任していませんが、将来、社内から登用の基盤として幹部社員の多様化を進めるためダイバーシティ委員会を設置しさまざまな施策を講じています。なお、執行役員としては2人の外国人を選任しています。

現在の取締役会は、取締役10人及び監査役5人からなる体制であり、事業分野を網羅し必要な専門性と社内外の役員数のバランスを確保しつつ実質的な討議を行うことができる適切な規模となっています。

##### 補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況の開示

当社が発行する「統合報告書」(<http://www.sumitomoriko.co.jp/ir/download4.html>)、「事業報告(定時株主総会招集通知提供書類)」(<http://www.sumitomoriko.co.jp/ir/download5.html>)及び「有価証券報告書」(<http://www.sumitomoriko.co.jp/ir/download2.html>)に記載しております。

##### 補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、少なくとも毎年1回、取締役会等において、取締役会の実効性に関する分析及び評価を行うこととしています。取締役会の実効性に関する質問票に全取締役及び監査役が回答し、その回答内容に基づき、2016年10月度及び2017年2月度の2回の取締役会等において、当該評価を行った結果は次の通りであります。

当社取締役会の規模、構成、構成員の資質及び運営状況は適切であり、この点において、経営への監督機能を発揮するための体制が確保されていることを確認しました。

また、当社取締役会において、自由闊達で真摯な議論及び意見交換が行われる企業文化が形成されており、かつ、そのもって取締役及び監査役による積極的な議論が実際に行われていることを確認しました。

その上でさらに、当社取締役会は、住友事業精神が謳う「信用確実」「不趨浮利」を忠実に守りながら、2020年度までの中期経営ビジョン「2020年住友理エグループVision(2020V)」(「着実な成長」と「体質強化」)を達成し、かつ、その健全な企業の成長を支えるため、取締役会の機能強化やコーポレート・ガバナンス機能の強化を引き続き図っていくことを確認し、特に、(1)当社の長期的な企業価値の向上のための中長期的な経営課題や経営戦略、(2)株主をはじめとする当社のステークホルダーすべてに対する適時適切な情報開示と、丁寧な対話の実践の在り方、(3)グループガバナンス、内部統制およびリスク管理の高度化、及び(4)グローバル企業にふさわしい人材の育成について、取締役会で従来以上に議論するとともに、取締役会以外の議論の場や機会をさらに設ける等の対策・対応を進めていくことを確認しました。

##### 補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役・監査役に対し、住友事業精神、コーポレートガバナンス、内部統制、リスクマネジメント、クライスマネジメント、コンプライアンス、資本政策、企業会計などのテーマによる役員研修を年2~4回、計画的に実施しています。また、コーポレートガバナンスについては、取締役、監査役相互の意見交換及び取締役会の実効性の評価を兼ねた勉強会を年2回実施しています。

また、これらのテーマでの幹部社員等を対象とした研修・講演会にも、原則として取締役・監査役も出席するものとしており、これらを合わせた研修回数は年10回以上となります。

このほか、取締役会事務局から、各種の外部研修に関する情報提供や職務の参考となる書籍の提供を随時行うことにより、自主的な研鑽を支援しております。

また、社外役員に対しては、各事業部門の状況についての説明会や国内外の拠点視察を定期的に行い、取締役会付議事項に対する背景事情を適切に理解いただくための機会を設けております。

##### 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主からの建設的な対話を目的とした面談の申し入れに対して適切に対応するため、窓口として社長直轄のIR部を設置しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	51,534,901	49.53
マルヤス工業株式会社	10,901,521	10.48
フコク物産株式会社	2,719,091	2.61
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	2,187,200	2.10
住友理工共栄持株会	2,061,680	1.98
住友理工社員持株会	1,721,016	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,472,800	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,216,300	1.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,194,700	1.15
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,002,775	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

住友電気工業株式会社(上場:東京、名古屋、福岡)(コード) 5802

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社である住友電気工業株式会社との間の営業取引その他の取引は僅少ですが、取引を行う場合にはアームス・レングス・ルールに従うものとし、さらに取締役会規程で定める一定規模以上の取引を行う場合には、独立性の高い社外役員の出席する取締役会における承認を要するものとしています。また、取締役会付議基準に該当しない取引を含め、親会社との取引の状況について、定期的に取締役会へ報告しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
入谷正章	弁護士													
花形滋	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
入谷正章	○	【兼任状況】 株式会社中央製作所 社外監査役 アイホン株式会社 社外取締役 東陽倉庫株式会社 社外監査役 愛知県公安委員会 委員長	同氏は、企業法務の専門家であるとともに愛知県弁護士会会長、愛知県公安委員会委員長を歴任するなど事業を取り巻く幅広い分野で実績を挙げております。豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社社外取締役として適任であると判断しております。 また、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
花形滋	○	——	同氏は、世界規模で事業を展開する上場企業の執行役員として長年活躍するなど国内外の企業経営と事業運営で実績を挙げております。豊富な経験と高い見識を有する同氏は、当社社外取締役として適任であると判断しております。 また、同氏は、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

指名・報酬諮問委員会は、当社が取締役会決議に基づき設置している任意機関で、代表取締役1名と社外取締役2名で構成され、取締役会の諮問により、取締役の報酬及び賞与に関する事項並びに株主総会に提出する取締役及び監査役の選任及び解任に関する議案の内容等について審議・答申するものとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見・情報を交換しております。

監査役は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況等について意見・情報を交換しております。

監査役は、必要に応じて会計監査人の往査や監査講評に立会い、適宜報告を求めています。

会計監査人から、取締役の職務遂行に関して不正行為がある等の報告を受けた場合には、監査役は審議・調査のうえ、取締役に助言、勧告を行うこととなっています。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況

当社では、内部監査部門である内部統制監査部を設けております。

監査役は、内部統制監査部から内部監査の結果等について報告を受けるとともに、必要に応じて個別に調査、報告を求めています。

また、必要に応じて、内部監査に同行し、ヒアリングや往査を実施しています。

監査計画等の作成にあたっては、有効かつ効率的な監査を実施するため、内部統制監査部と協議、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木村壽秀	他の会社の出身者			△										
増田宏一	公認会計士							△						
長安弘志	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村壽秀	○	—	同氏は、企業の業務執行者として専門的かつ広範な知識を有し、当社の監査に有意義であると判断しております。 また、同氏は当社の親会社である住友電気工業株式会社の代表取締役を務めておりましたが、2010年に退任しており一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
増田宏一	○	【兼任状況】 株式会社第四銀行 社外取締役 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役 日本取引所自主規制法人 理事	同氏は、公認会計士として専門的かつ広範な会計知識を有し、当社の監査に有意義であると判断しております。また、同氏は有限責任あずさ監査法人の出身であります。2007年に同法人を退職しており一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
長安弘志	○	【兼任状況】 日本データカード株式会社 監査役 株式会社パロックジャパンリミテッド 社外監査役 ヤンセンファーマ株式会社 監査役	同氏は、弁護士として法律に関する専門的かつ広範な知識を有しており、また当社との間には利害関係はなく、当社の監査に有意義であると判断しております。また、過去および現在において一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 原則3-1 情報開示の充実 3. 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き」を参照してください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2016年度にかかる報酬の総額は次のとおりとなっております。

◇基本報酬

取締役11名 327百万円(内社外取締役)2名26百万円  
監査役5名 91百万円(内社外監査役)3名40百万円

◇賞与

取締役8名 66百万円

- ・2016年6月16日開催の第128期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
- ・上記賞与の額は、2017年6月22日開催の第129期定時株主総会決議に基づき支給するものです。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・方針の内容

中長期的な会社業績や潜在リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資する観点で制度を定めています。取締役の報酬については基本報酬および賞与で構成しております。ただし、賞与については社外取締役には支給していません。監査役の報酬については、経営に対する独立性を確保するため全額を基本報酬としております。

・方針の決定方法

取締役の報酬については、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、各取締役の基本報酬および賞与の額を答申し、取締役会がこれを尊重し決定しております。監査役の報酬については、監査役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については法務部がパナソクスグループが事務局となり、経営陣幹部、監査役室はじめ各部門と密接に連携して、経営に関する情報の提供、研修・視察機会の提供、取締役会議案の事前説明等を行っております。社外監査役に対する必要な情報の提供は、取締役会関係の事前説明を含め、常勤監査役が行っております。また、監査役のスタッフ部門として監査役室を設置し、社外監査役の活動をサポートしております。なお、社外役員は独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有等を図る目的で、社外役員意見交換会を年2回開催し、当該意見交換会の場で議論された内容を取締役会にフィードバックしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社の機構を採用し、取締役会の監督と監査役会の監視により業務執行の適法性及び妥当性を確保するものとしています。取締役会は業務執行取締役8名と社外取締役2名の10名で、監査役会は常勤監査役2名と社外監査役3名の5名で構成されています。取締役の人数は、実質的な討議により実効的な業務執行の監督を行うことができる規模の範囲内で、かつその時々々の経営課題の状況に対応して定めています。

また、2012年からは事業本部制度を導入し、事業本部長には投資・人事等に関する大幅な権限を委譲しています。日常の業務執行のうち一定のものは代表取締役と役員執行役員からなる経営会議に付し、取締役会では原則として経営会議を経た重要な業務執行にあたる案件に対し十分な審議を行います。この体制により機動的な業務執行と取締役会による実効的な監督を両立させています。

会計監査人には、世界規模での事業に対応した監査体制を整えている有限責任あずさ監査法人を選任しています。

取締役会の運営

取締役会は、年13回開催する定例取締役会と必要に応じ開催する臨時取締役会からなります。2016年度の取締役会出席率は、取締役・監査役とも100%でした。

取締役会において実質的な審議を行えるようにするため、社外役員への対応を中心にさまざまな施策を講じています。取締役会への付議事項は社外役員以外の取締役と常勤監査役も出席する経営会議に事前に付議します。社外役員は、原則として事前送付された資料に基づき取締役会前日までに議案の説明を受けます。特に重要な経営課題については社外役員に対する継続的な説明の機会を設定しています。

当社は、取締役会における意思決定の迅速化と監督機能の強化並びに権限及び責任の明確化による機動的な業務執行体制の確立を目的として執行役員制度を導入しています。執行役員は、経営会議、執行役員会議等の構成員として会社全般にわたる業務執行の管理にも参画しています。

また、当社では、当社と特別な利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役会における業務執行の監視監督機能の強化を図っております。

監査役職務執行

監査役会は、取締役会の開催前等に年12回以上開催し、監査計画やその結果等について審議しています。監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制に対しては、取締役会で決定した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき以下のような施策を講じています。

執行部門から独立した監査役室を設け、専任担当者が監査役の職務を補助しています。また、監査役は代表取締役と定期的に意見交換を行い、会計監査人とは適宜情報交換を行っています。さらに常勤監査役は、経営会議やCSR委員会などの重要な会議に出席し、各部門長から定期的に業務の状況を直接、聴き取っています。

役員選任基準

取締役及び監査役の選任基準については、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 原則3-1 情報開示の充実 4. 取締役・監査役の選任に関する方針と手続き 5. 取締役・監査役の選任にあたっての個々の説明」を参照してください。

当社は、事業のグローバル展開に的確に対応するため、経営陣の国籍や性別などにおける多様化を進めており、現在、執行役員に2人の外国人が就任しています。また、幹部社員候補として女性の採用を積極的に進め、近い将来における女性役員登用のための基盤を整えています。取締役・監査役の選任手続きについては、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 原則3-1 情報開示の充実 4. 取締役・監査役の選任に関する方針と手続き」を参照してください。

取締役及び監査役の報酬

業務執行取締役の報酬は、月次報酬と賞与から、社外取締役及び監査役の報酬は月次報酬のみからなります。月次報酬は、株主総会決議で定めた報酬の限度額(1事業年度あたり取締役3億50百万円、監査役1億円)の範囲内で取締役会及び監査役会においてそれぞれ決定します。

取締役の賞与は、業務執行取締役に対する会社業績向上へのインセンティブとして、個人ごとに業績を勘案したうえで支給額を算定し、月次報酬とは別に株主総会の決議を経て支給します。

取締役の報酬決定手続きについては、本報告書「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 原則3-1 情報開示の充実 3. 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き」を参照してください。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業環境をふまえ効率性と健全性のバランスの取れた経営を推進するため、業務執行取締役への権限委譲を進める一方、社外取締役及び監査役に適切な人材を得ることにより取締役会による実効的な監視監督がなされる体制としています。

当社は、経営の健全性と事業の中長期的な成長を図る観点から、事業環境、経営戦略及び法令の動向を踏まえ、適切なコーポレートガバナンス体制の在り方について継続的な検討を行ってまいります。

## /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会の会日の20日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2004年から集中日を回避した定時株主総会の設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2017年6月開催の定時株主総会より、書面による議決権の行使に加えて、電磁的方法による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年6月開催の定時株主総会より株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月開催の定時株主総会より招集通知の英訳版(要約)を作成し、日本語版とともに東京証券取引所に開示し、当社ウェブサイトに掲載しております。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社ウェブサイト招集通知および代理出席にかかる委任状等の様式を掲載しております。</li> <li>株主総会招集通知を発送日の6日前(3営業日前)に東京証券取引所に開示し、当社ウェブサイトに掲載しております。</li> </ul>

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、アナリスト向けの決算説明会を東京にて開催しております。また、随時アナリストによる取材に応じております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主通信、有価証券報告書・四半期報告書、Annual Report および各種開示情報を当社ホームページ内のIR情報のページに掲載しております ( <a href="http://www.sumitomoriko.co.jp/ir/download.html">http://www.sumitomoriko.co.jp/ir/download.html</a> )。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR部において担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「住友理工グループ経営理念」において、各ステークホルダーに対する当社のあるべき姿を明示しており、研修等を通じてグループ各社を含め、その共有化に務めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会およびその下部組織の各種委員会(環境委員会、社会貢献委員会ほか)による統括のもとで環境保全、社会貢献等のCSR活動に取り組んでおります。
その他	<p>&lt;役員の登用方針および女性の活動の方針・取組等に関して&gt;</p> <p>当社では、役員の登用について性別で制限を設けておらず、有能でふさわしい人材を選任しております。</p> <p>当社では、女性総合職社員の積極採用や、また社内託児所や育児休業制度の整備など、男女ともに出産・育児と当社でのキャリアを両立可能な環境を整えており、これらの取り組みが、今後、女性の役員登用につながるものと考えております。</p>

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法第362条および会社法施行規則第100条に規定される株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、下記のとおり基本方針を定め、内部統制システムの整備・充実を図るものとする。

#### 1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社の子会社からなる企業集団(以下、当社グループという。)における取締役その他の役員及び使用人(以下、役職員という。)の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(以下、コンプライアンス体制という。)は、信用確実及び不趨浮利を旨とする住友事業精神に基づき取締役会が決定する経営理念、グループ行動憲章及びグローバルコンプライアンス行動指針(以下、行動指針等という。)に準拠して整備する。当該体制は、当社各部門及び子会社において整備し、すべての役職員により運用されるものとする。

子会社におけるコンプライアンス体制は、当社が定めるグループ規程(当社と子会社の契約に基づき子会社及びその役職員に適用される規程類をいう。以下、同じ。)により、その整備、運用がなされることを確保する。グループ規程では、子会社の規模や事業内容に応じて整備すべきコンプライアンス体制の基準を定める。

法令及び社内規程に違反した役職員へは、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

当社グループにおけるコンプライアンス体制の整備、運用を主導、統括する組織として当社にコンプライアンス委員会(以下、本項において委員会という。)を設置する。委員長は、取締役会決議により選任し、その活動状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、監査役及び社外取締役が出席して意見を述べられるものとする。委員会の委員又は事務局には、弁護士その他の企業法の専門知識を有する役職員を置く。委員会には独立した予算を設ける。

委員会は、定期に当社グループのコンプライアンスリスクを識別・評価し、対応計画を定め、委員会、当社各部門及び子会社における対応を把握し検証する。委員会は、当社グループの役職員に対し行動指針等及びリスク評価に基づくコンプライアンス教育を定期的に実施する。また、役職員のコンプライアンス対応を支援するため、法務部門及び各分野のコンプライアンス対応を分掌する部門にコンプライアンス相談窓口を設ける。反社会的勢力に対しては、担当部門を定め、当社及び子会社がこれとの一切の関係を遮断する体制を整備する。

委員会は、コンプライアンス問題の内部通報窓口を社内及び社外に設ける。通報事案に対しては客観的かつ専門的な調査を行い、個別問題の是正及びコンプライアンス体制の改善をはかる。当社及び子会社は、通報者に対し、通報を理由として不利な取扱いを行わないものとし、通報者の保護に万全を期す。委員会は、全世界の子会社の役職員から直接、内部通報を受け付ける制度を順次整備する。一定の事業規模を有する子会社は、グループ規程に基づき、社内の内部通報制度を整備するものとする。

委員会は、定期的に当社各部門及び各子会社におけるコンプライアンス問題の状況の調査を実施する。委員会は、この調査結果、リスクの識別・評価及び内部通報の状況等に基づき、定期的に当社グループのコンプライアンス体制を検証し、その整備計画に反映させる。

#### 2. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社各部門及び子会社は、財務報告の適正性を確保するための内部統制システムを整備する。内部統制推進部門を設置し、当社グループにおける当該内部統制システムの整備統括し、各部門及び子会社における対応を支援し、その状況の評価する。当該内部統制システムの整備及び評価の状況は、取締役会へ報告する。

#### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行の決定、その経過及び結果を適切に記録するために、取締役会規程、情報管理基本規程その他の規程により、作成すべき情報、その作成、承認、送付及び保存の手続き及びそれらの管理に関する事項を規定し、それが運用される体制を整備する。

#### 4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループにおける損失の危険(事業目的達成に負の影響を及ぼす不確実な事象を含むものとし、以下、リスクという。)の管理に関する体制は、取締役会が、当社グループのリスク選好、リスク許容度、経営に重大な影響を及ぼすすべてのリスクの規模及びそれらへの対応状況の認識を共有することで、当社グループ全体の戦略を最適化し、経営リスクを極小化するため適時に適切な判断を行えるものとする。これらの体制は、取締役会が制定する当社の規程及びグループ規程に基づき以下のとおり整備する。

当社にリスク管理委員会(以下、本項において委員会という。)を設置し、当社グループにおけるリスク管理体制の整備及び運用を統括する。委員会の委員長は、取締役会決議により選任し、そのリスク管理の状況は取締役会に報告する。委員会は定期に開催し、監査役及び社外取締役が出席して意見を述べられるものとする。委員会には委員又は事務局に企業のリスク管理の専門知識を有する役職員を置き、又は社外専門家の助言を受けられる体制とする。

委員会は、定期的に当社グループのリスクの識別、評価を実施し、各部門・子会社が策定するリスクのリスク対応計画の妥当性を確認し、その遂行状況をモニターする。また、委員会は、当社グループにおける重要なリスクを選定し、当該リスク、その対応計画案及び対応の状況を取締役に報告する。リスクの識別にあたっては、事業の国際化、新規事業分野への進出や外国法令の運用動向など内外の事業環境の変化を考慮する。

さらに、委員会は、震災、火災など急激かつ外来の災害によるリスクに対して、当社各部門及び子会社における災害対策計画及び不測事態対応計画の策定及び定期的な検証を統括する。

#### 5. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的かつ適正に行えるように、当社及び当社グループにおける組織、分掌及び職務権限に関する規程を整備して運用する。加えて、当社の取締役会規程を定期的に見直し、意思決定の迅速化及び監督機能を強化する。

事業本部制により全世界ベースでの事業責任者を定め権限を委譲するとともに、連結ベースでの利益責任を有するものとし、製造管理部門、研究開発部門及びコーポレート部門の支援・管理機能と連携することにより、連結経営管理を強化する。事業責任者による迅速かつ適切な意思決定を支えるための組織として、各事業本部の下に事業統括部を設置するとともに、当社グループにおける健全で効率的な業務執行体制の整備・強化を目的として、世界の主要地域に地域コーポレートサポート会社を設立する。

各部門の業績や効率性については、種々の指標に関し原則として年度単位で目標を設定し、月次・四半期業績報告や定期的な事業活動報告の場を設定することにより、所要の対策について検討する体制を整備する。

当社グループの全世界の拠点が連携して業務を遂行できるようにするために、セキュリティが確保され、かつ統合化された情報インフラ基盤を整備する。

#### 6. 子会社の取締役その他の業務執行者から当社に対するその職務の執行に係る事項についての報告に関する体制

子会社の経営に関する基本事項、重要な業務執行の決定、その経過及び結果、財務の状況並びにその経営に重大な影響のある事象の発生及びそのおそれについて、グループ規程に基づき子会社から当社に対し適時かつ適切に報告される体制を整備する。

グループ規程では、報告すべき事項及びその基準を整理して示すとともに、子会社における報告責任者を定め、報告が適時かつ遺漏なく行われるようにする。また、内部監査等により、当該報告の状況を定期的に検証するものとし、あわせて子会社における内部監査体制について当該子会社のリスクの状況をふまへ順次整備を進める。

#### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性及び監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その業務を補助すべき使用人(以下、本項において補助者という。)を置くことを求めた場合には、これを置くものとする。補助者は、監査役会直轄の部署に配置し、監査役が特に認めた場合を除き、監査役及び他の補助者以外の者の指揮命令を受けないものとする。

補助者の異動を行うおうとするときは、事前に監査役会の意見を求め、その過程を記録するものとする。人事考課に際しては、その決定の前に監査役会の意見を求めるものとする。

8. 取締役及び使用人又は子会社の取締役その他の業務執行者、使用人若しくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

監査役は、当社及び子会社の役職員に対し、監査役会規程に基づき定期的に又は随時、所管業務の状況について報告を求めることができるものとする。

監査役は経営会議、CSR委員会等の重要な会議への出席を求め、質問し、報告を求めることができるものとする。当社は、職務権限に関する規程において、一定基準を超える業務執行(子会社における業務執行の承認を含む。)の決裁は監査役に報告を要することを定めるものとする。

監査役会は、グループ規程により、子会社から監査役に対し報告すべき事項を定めることができるものとする。

当社及び子会社の役職員又はこれらの者から報告を受けた者が、自ら必要があると認めるときは、当社又は子会社における法令・定款違反行為やこれらにおける重大な発生事象について、監査役に報告することができる。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、前項の報告をした役職員に対し、報告を理由として不利な取扱いを行ってはならないものとする。報告者の秘密の保護、その他報告者の保護については規程で定め、周知する。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役会は、監査役職務の執行に要する費用について、監査役会の要請により独立した予算を計上する。当社は、当該予算の範囲内において、当該費用の前払若しくは償還又は当該費用にかかる債務の弁済を遅滞なく行う。

取締役会は、正当な理由がなく、監査役会の要請する予算の計上又はその追加計上を拒まないものとする。

11. その他当監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役職務を補助すべき使用人(以下、本項において補助者という。)には、監査役職務の性質及び専門性に対応した識見及び能力を有する者を充て、またその使用人に対し必要な教育の機会を設ける。

当社は、監査役要求に対し正当な理由がなく報告を拒み又は故意に虚偽の報告をするなど監査役の正当な職務の執行を妨げた役職員、及び監査役へ報告をした役職員に対し正当な理由なく不利な取扱いをした役職員に対し、当社又は子会社の規程に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

監査役と代表取締役との意見交換会を定期的に開催する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「住友理工グループ行動憲章」および「グローバルコンプライアンス行動指針」において、反社会的勢力との関係の遮断についての考え方を明確にし、従業員に対するコンプライアンス教育において周知徹底するとともに、その具体的な取組みは反社会的勢力対応統括責任者が主導し、総務部、法務部及びコンプライアンス委員会相談窓口が支援する体制を整えております。

## √その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

<適時開示体制の概要>

当社では、金融商品取引法等に基づき会社情報を適切に開示するために、次の区分ごとに情報開示体制を整備しています。

#### (1) 決定事実

開示を要する重要な決定(子会社の決定事項を含みます)は、原則として取締役会において決議することとしております。法務部長は、取締役会への付議事項から開示が必要と判断した事項を広報部長に通知し、広報部長は、開示の内容、時期、方法を検討し、広報部所管役員及び情報取扱責任者の承認を得て、開示します。

#### (2) 発生事実

開示を要する事実の発生を認知した部門の部門長は(子会社に発生した事実を含みます)、その事実を広報部長に報告することとしております。広報部長は、開示の内容、時期、方法を検討し、広報部所管役員及び情報取扱責任者の承認を得て、開示します。

#### (3) 決算に関する情報

決算に関する情報は、経理部長が開示の内容、時期、方法を検討し、経理所管役員、情報取扱責任者及び社長の承認を経て、開示します。

